

# 浦添市会計年度任用職員任用案内

【募集職種】一般事務職（採用予定人数：1人）

【勤務条件等】次頁参照

【資格要件】なし

【区分】パート

【募集期間】令和3年3月5日（金）～令和3年3月31日（水）

【提出物】浦添市会計年度任用職員任用申込書  
資格を証明する書類等

【提出先】〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号  
浦添市役所 文化スポーツ振興課（本庁7階）

【提出方法】文化スポーツ振興課窓口へ提出（郵送可）

【選考方法】面接及び書類選考

【合否発表方法】合格（内定）者のみに連絡

※ 次の（1）から（3）いずれにも該当しないことをご確認の上、申込書をご提出ください。

- （1）禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）浦添市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またこれに加入した者

※ 駐車場について、本庁舎等には職員等の専用駐車場はありません。周辺の月極駐車場を各自で確保してください。

お問合せ先 教育委員会 文化スポーツ振興課  
電話番号 098-876-1223

## 【勤務条件】

|                  |                                                                                                                                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 任用期間             | <p>一会計年度【任用開始日～令和 3 年 9 月 30 日】（任用後 1 か月間は試用期間となります。）</p> <p>※ 勤務状況等が良好な場合、再度任用される場合があります。</p> <p>（再度の任用は 2 回まで、最長 3 年）</p>                               |
| 勤務日              | 週 5 日（原則、月曜日から金曜日）                                                                                                                                        |
| 週休日<br>休日        | <p>週休日：日曜日および土曜日</p> <p>休 日：国民の祝日に関する法律に規定する休日、6 月 23 日（慰霊の日）及び 12 月 29 日から翌 1 月 3 日まで休み。</p>                                                             |
| 勤務時間             | <p>9：15～17：15（休憩時間 12：00～13：00） 実勤務時間：7 時間</p> <p>※ 所定労働時間を超えて勤務する場合があります。</p>                                                                            |
| 勤務場所             | 市役所本庁舎 7 階                                                                                                                                                |
| 職務内容             | 【一般事務職】文化スポーツの振興及び文化スポーツ施設管理に関する事務全般                                                                                                                      |
| 給与または<br>報酬      | <p>月額 132,000 円</p> <p>※ 再度の任用があった場合、上限の範囲内での昇給があります。</p>                                                                                                 |
| 諸手当              | <p>① 通勤手当 110 円/日～</p> <p>※通勤距離が 2 km 以上ある場合対象。徒歩、送迎、乗合は対象外となります。</p> <p>② 時間外勤務手当 労働基準法に準ずる</p> <p>③ 期末手当 年 1.45 月分（6 月・12 月）※ <u>初年度は支給率が異なります。</u></p> |
| 給与等支給日           | <p>毎月末日締め、翌月 15 日払い</p> <p>※支給日が土日または祝日の場合はその前日に支給</p>                                                                                                    |
| 休 暇              | 年次有給休暇を任用期間に応じて最大 20 日付与。その他（病気休暇、旧盆、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇あり）、無給休暇（産前産後、保育時間、子の看護等）                                                                              |
| 社会保険<br>（該当）     | 任用期間が暦による計算（民法 143 条）で 2 か月を超えて採用される者に適用（健康保険・厚生年金）。                                                                                                      |
| 雇用保険<br>（該当）     | 任用期間が 31 日以上の場合適用。                                                                                                                                        |
| 災害補償             | 沖縄県市町村非常勤職員公務災害補償等組合補償又は労働者災害補償法に基づく補償。                                                                                                                   |
| 服務規程             | <p>地方公務員法に規定する服務の各規程が適用されます。</p> <p>（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限）</p>                                  |
| 営利企業従事<br>（兼業）制限 | パートタイム勤務者は、適用除外となります。（兼業可・要届出）                                                                                                                            |

注）関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。